



行政の 焦点

労災保険は、日本国内で労働

者として事業主に雇用され賃金を受けている方を対象としています。そのため、事業主・自営業者・家族従業者など労働者以外の方は労災保険の対象にならず、業務により負傷した場合などでも労災保険給付を受けることは出来ません。しかしながら、中小事業の事業主や一人親方などの自営業者等は、業務の実態が労働者と変わらない場合があり労働者に準じた保護が必要の方がいること、また、海外の事業場に所属する海外派遣者に関しては、日本の労災保険法の適用がなく、諸外国の労災補償制度の適用範囲や給付内容が十分でないため国内の労災保険による保護の対象とする必要な方がいます。そこで、一定の要件の

下に労災保険に特別に任意加入することを認め、労働者に準じて保護することを目的として特

令和3年4月1日から労災保険の「特別加入」の対象が広がりました

別加入制度が設けられています。

特別加入できる方の範囲は、中小事業主等・一人親方等・特定作業従事者・海外派遣者に大別され、中小事業主等は使用する労働者が一定以下であることが対象となり、一人親方等及び特定作業従事者は厚生労働省令で事業の種類及び作業が定められています。

近年の社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよ

う見直しを行う必要があり、フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討された結果、特別加入制度の対象として、令和3年4月1日から下記の事業及び作業が新設されることとなりました。

■柔道整復師に係る特別加入の新設

柔道整復師法に基づく第2条に規定する柔道整復師が行う事

作業又はその演出もしくは企画の作業を行う方で俳優、舞踏家、音楽家、演芸家等の芸能実演家や監督、撮影、照明、大道具制作、衣装等の芸能制作作業従事者が対象となります。

■アニメーション制作作業従事者に係る特別加入の新設

アニメーション制作関係の作業をされる方であれば、声優の

業であり「柔道整復師」の資格をお持ちの方であれば対象となります。

従業員を雇っていない方は「一人親方その他の自営業者」として特別加入できます。

従業員を雇っている方は「中小事業主」として特別加入の対象となります。

■芸能関係作業従事者に係る特別加入の新設

放送番組（広告放送を含む）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の

方を除き原則対象になります。なお、声優の方は芸能関係作業従事者として特別加入することができます。

特別加入の手続きは「一人親方等及び特定作業従事者」に係る特別加入の手続きと同様となります。

■創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者に係る特別加入の新設

労働者以外の方で、改正高齢者雇用安定法に基づき改正高齢者雇用安定法第10条の2第

2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高齢者が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態としている方が対象となります。

これらの新設された事業及び作業に従事する方が労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気等の治療費などの療養費や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の障害給付またはお亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

なお、上記の作業従事者が労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合に特別加入をすることが可能ですが、契約形式に関わらず、実態として労働者として認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用されるため、それにより補償を受けることができます。
※編集室より 本誌19ページの関連記事も併せてご覧ください。